

各部課等の長 様

下松市長 國 井 益 雄

## 令和2年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済の先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、月例経済報告では緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意し、海外経済の不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされているところであります。

国においては、経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～において、第4次産業革命による高度な経済、便利で豊かな生活が送れる社会の実現、人生100年時代の到来を見据え、誰もがいくつになっても活躍できる社会の構築を加速するとされております。また、経済再生と財政健全化の好循環として、持続的かつ包括的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立を進めることとされております。

地方財政においては、地方創生の推進等によって、より個性と活力ある地域経済に再生し次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要として、必要な取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進することとされております。

本市においても、少子高齢化や今後の人口減少など、時代の変化による様々な課題がある中、財政基盤の強化を図り、地域の活力と市民生活の安全・安心の向上を実現していくための持続可能な行財政運営が求められております。

また、現在の構造的な財源不足額の解消を目指すため、平成31年4月に策定した「財政構造の見直し指針」に基づき、歳出・歳入あらゆる角度からの財政状況の分析・検証を行い、令和4年度までの「財政構造の見直し期間」中に、収支均衡のとれた予算編成に向けた歳出・歳入構造改革を段階的に進めていく必要があります。

令和2年度当初予算は、骨格予算となりますが、「安全・安心対策」、「魅力づくりの創出」を引き続き進め、全ての世代にわたる「住みよさ」と「満足度」を実感できるまちの創生に繋げてまいります。

予算編成においては、財政構造見直しのスタートとなる厳しい財政状況の中、「自主・自立のまちづくりの市政運営」の基本姿勢を堅持し、事業の必要性や効果、各部課等内での優先度の見極め、行政が主体となってやるべき事業か等を今一度検討していただき、行政コストの低減や財源の捻出を図るとともに、事業の見直しや廃止も含め、基金の取り崩しに頼らない歳入水準に見合った予算編成となるようお願いします。

## 1 歳入・歳出予算の編成に関する事項

### (1) 当初予算全体の考え方

・令和2年度は、「財政構造の見直し指針」の2ページで示しているように、歳出対策（一般財源ベース）として、構造的な歳出対策分2億円、臨時的な歳出対策分1億円の計3億円の削減を行い、財源不足額（財政調整基金の繰入）を約4億9千万円に抑える必要がある。

・構造的な歳出対策分については、昨年度の全体の枠配分額が約30億円であるため、一般財源ベースで、対前年度予算の7%以上を削減する必要がある。

よって、各部課等の予算要求においても、可能な限り一般財源ベースで対前年度7%カットで要求すること。

・近年の決算の不用額等を分析し、予算削減に努めること。

・投資的経費についても、事業費の圧縮を図り、積極的に補助事業、起債事業を活用するように努めること。

・各部課等においては、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、必要費用を精査した上で予算要求を行うこと。

・コスト意識を念頭に、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを心掛けること。

令和2年度の予算編成については、令和3年度の要求時に枠配分区分の見直しを行うため、枠配分額は前年と同額とする。

予算要求書等の提出書類については様式を統一する。別途通知する「令和2年度当初予算要求書等の提出について」を参照のこと。

### (2) 歳入予算

歳入については、今後の社会経済動向や制度改正の見通しなどに十分注視し、財源を的確に把握しつつ、適切かつ厳正に収入確保に努めること。

・市税については、課税客体の的確な把握に努めるとともに、自立した財政運営の確立と負担の公平性の観点から、収納率向上や滞納額の縮減に努めること。市税以外の未収・滞納金についても同様であること。

・地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金については、国の地方財政計画及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。

・分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の観点から、適正な負担の確保を図ること。

・広告料収入など、新たな収入の確保についても積極的に検討すること。

・国・県支出金については、国や県の予算情報の収集に努め、動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

また、国・県支出金が、整理合理化された場合は、原則として配分された一般財源の範囲内で対応すること。よって、予定された国・県支出金が不交付などの措置がとられた場合は、事業の

見直しや廃止を検討すること。

- ・従来、一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、国・県の補助制度を有効に活用すること。
- ・財産については現状を的確に把握し、土地等の未利用財産について貸付や売却処分により、有効活用を図り、収入の確保に努めること。
- ・市債については、後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。

### (3) 歳出予算

- ・各部課等において事務事業の必要性を評価した上で、ゼロベースからの積み上げを基本に予算編成を行うこと。
- ・行財政改革の一環として、行政サービス体制（職員の配置等）の見直しも必至であるため、各部（局）内において、組織の見直しや事務の簡素化について積極的に取り組むこと。
- ・事業効果の薄れた事務事業は従来の制度や慣行等にとらわれることなく、積極的に廃止を検討すること。
- ・関係諸団体への補助金・交付金は、事業目的や事業内容の精査、補助金等の必要性や効果の検証を行い、関係団体との協議を行うなど見直しに積極的に取り組むこと
- ・※補助金額を上回って繰越金が発生している団体や繰越額が前年度歳入決算の30%以上の団体については、理由書の添付を求め、一時的に補助金の減額あるいは停止を検討すること。また、団体の自立が図れないか検討すること。
- ・奨励的補助金カルテに基づきヒアリングを行うこととする。
- ・実施計画採択事業であっても、その予算化に際しては、事業の必要性・緊急性など内容を精査した上で要求を行うこと。
- ・防災対策について、大型化する災害に備えるため、必要な取組みを検討し、要求を行うこと。

### (4) 特別会計

- ・特別会計については、一般会計と同様に歳入においては適正な収入確保に努めるとともに、歳出においても事業見込み等を的確に把握し、計画に基づいた繰出金となるよう見積ること。
- ・特に、医療・介護等にかかる特別会計については、給付費の適正化に向け、予防的視野に立ち、市民の健康維持増進に努める施策の推進に努めること。

### (5) 出資団体

- ・市の出資団体については、事業内容、経営状況等多様な視点から検証し、健全な経営が図れるよう適切な指導監督を行うこと。